

TTC DSL 専門委員会スペクトル管理 SWG

日付：2006年6月16日

提出元：NTT 東日本

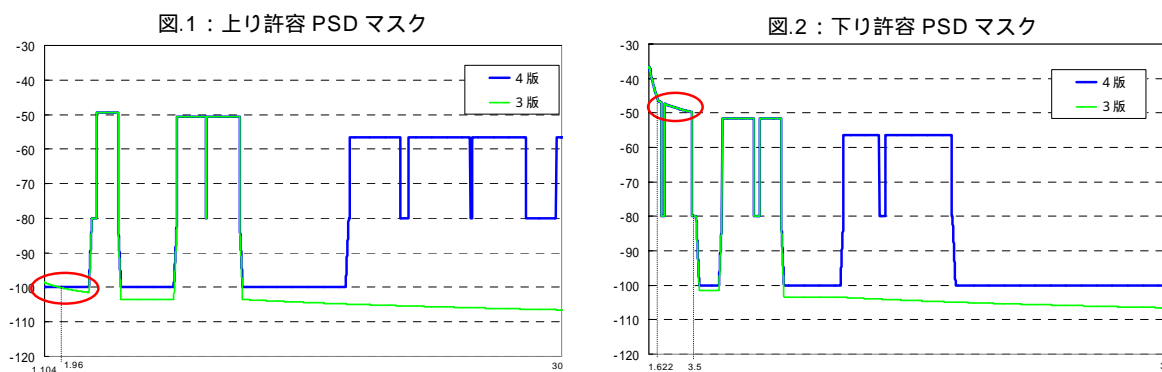
題名：JJ-100.01 第4版への移行時のスペクトル適合性の担保

1. はじめに

本寄書は、JJ-100.01 第3版にてスペクトル適合性が確認されているシステムに対する、第4版での取り扱いを提案するものである。

2. 1.104MHz～30MHzの周波数スペクトル規定改訂の影響

寄書 SMS-34-NTTE-01 にて、1.104MHz～30MHzの周波数スペクトル規定の最新化を提案しているが、この提案により、第3版よりも許容される PSD マスク値が低く(厳しく)なる周波数帯が存在する(下図中の赤丸部分)。



上記変更に伴い、3版 G 章にてスペクトル適合性が確認されている既存システムにおいて、第4版の規定に適合しなくなるものが存在する。

表：第4版(SMS-34-NTTE-01 提案)での変更部分に対する PSD マスク確認結果

周波数帯域		G.992.1 Annex I	クワッドスペクトル	SUQ(SUQ2)	LR2-VDSL	G.993.2 Annex C 1.1MHz OFF
上り	$1.104 \leq f < 3.575$	—	—			
下り	$1.622 \leq f < 3.5$			—	×	

3 版 G 章規定の対象は、1.104MHz 以上を超える周波数を信号帯域として使用するシステムであり、未使用帯域については本規定で取り扱わない(課題 D.1.2)。

3. 第4版改訂時のスペクトル適合性の考え方

寄書 SMS-34-NTTE-01 の提案内容は、ITU-T 標準への対応のみであり、第3版の内容を技術的に否定するものではない。従って、第3版によりスペクトル適合性が確認されている既存システムについては、第4版においても「スペクトル適合性あり」とし、継続的に運用を可能とすることを提案する。

以上